

「だし活」の商標使用に関する管理要綱

第1 目的

青森県（以下「県」という。）は、「だし活」の表現を第三者が独占使用する状況にならないよう商標登録し、今後も広く「だし活」の表現を使用できる状況を担保しながら、県に帰属する「だし活」商標の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 「だし活」の定義等

「だし活」とは、だしのうま味を活用して美味しく減塩を推進する活動のことを言う。

第3 商標の管理を行う機関

「だし活」商標の管理は、県が行う。

第4 商標の使用範囲

「だし活」商標を使用することができる商品及び役務の区分は商標法施行令別表中の次の区分に属する商品及び役務とする。

- (1) 第29類（動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物）
- (2) 第30類（加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料）
- (3) 第41類（教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動）
- (4) 第43類（飲食物の提供及び宿泊施設の提供）

第5 商標の使用承認の申請

「だし活」商標を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、「だし活」商標使用承認申請書（様式1）に「だし活」商標を使用しようとする商品の見本及び「減塩」に関する根拠資料又は役務に係る実施計画書を添えて、青森県農林水産部総合販売戦略課長（以下「課長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 地方公共団体が使用するとき
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき
- (3) その他課長が適当と認めたとき

2 前項の場合において、申請者は、見本を提出することができないときは、見本の提出に代えて、「だし活」商標を使用する商品又は役務を確認することができる写真等を提出することができる。

第6 使用承認

課長は、第5による申請の内容について、次の項目により審査し、適当と認めると

きは、申請者に対し「だし活」商標使用承認通知書（様式2）を交付するものとする。

- (1) 第2「だし活」の定義等に反する恐れがないか
- (2) 「だし活」のイメージを損なう恐れがないか
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れがないか
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与える恐れがないか
- (5) 消費者や利用者の利益を害すると認められないか

第7 使用承認の期間

第6の規定による承認の期間は、承認の日から3年以内とする。

- 2 使用承認の期間満了後において、「だし活」商標の使用承認を受けた者（以下「商標使用者」という。）が引き続き「だし活」商標を使用しようとするときは、改めて第5の申請を行い、第6の使用承認を受けなければならない。

第8 使用の変更

商標使用者は、承認を受けた事項に変更が生じる時は、「だし活」商標使用承認変更申請書（様式3）に「だし活」商標使用承認通知書及び変更しようとする商品の見本及び「減塩」に関する根拠資料又は役務に係る実施計画書を添えて、課長に提出し改めて承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、商標使用者は、見本を提出することができないときは、見本の提出に代えて、「だし活」商標を使用する商品又は役務を確認することができる写真等を提出することができる。

第9 使用の中止

商標使用者が、「だし活」商標の使用を中止しようとするとき（3年の期間の満了をもって「だし活」商標を使用しないこととするときを含む。）は、「だし活」商標使用中止届出書（様式4）により届け出なければならない。

第10 使用承認の取消し

課長は、商標使用者がこの要綱を定め及び第6の規定による承認の際の条件に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、「だし活」商標使用承認取消通知書（様式5）により通知するものとする。

第11 責任の制限

商標使用者が「だし活」商標の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

- 2 第9の規定により、「だし活」商標の使用承認を取り消した場合、商標使用者又は

第三者に損害が生じても、県はその責めを負わない。

第12 商標の使用にあたっての留意事項

商標使用者は「だし活」商標の使用に当たり、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 第2により示した定義等以外において使用しないこと。
- (2) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (3) 「だし活」商標の使用に関する事故又は苦情等については、誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じること。
- (4) 第三者が商標権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、ただちに県に連絡すること。
- (5) 「だし活」商標に係る第三者との係争、審判、訴訟等については、県に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (6) 「だし活」商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に一切負担をかけないよう処理すること。
- (7) 県が「だし活」商標の使用に関し調査を行う場合は、報告を求められた内容を回答すること。また、県に提出を求められた商品及びその他資料を提出すること。
- (8) 「だし活」商標の使用に際して、故意又は過失により県に損害を与えた場合、これによって生じた損害を県に賠償すること。

第13 使用料

使用料は無料とする。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、県が別に定める。

附則 この要綱は、令和元年5月13日から施行する。